

自動車に表示する広告物の許可基準改正について

1 改正の理由

近年、広告技術の進歩等により、車体への大規模な広告掲出（ラッピングバス等）のニーズが高まっている。このような自動車に表示する広告物は、都市景観に影響を及ぼす一方、街に賑わいを創出することから、掲出する内容やデザイン等を適正に誘導し、景観との調和がとれるよう許可基準の改正をしようとするもの。

2 改正の内容

(1) 許可基準の改正（施行規則別表第1関係）

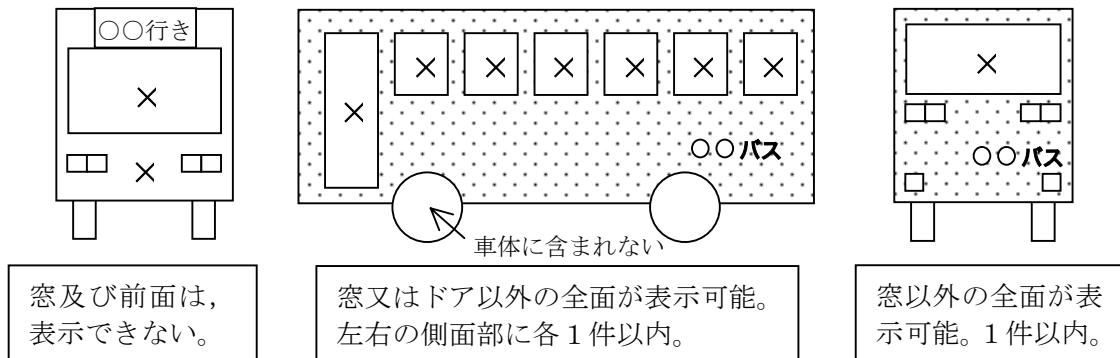
ア 自動車に表示する広告物（道路運送事業の用に供する自動車）

改正前		改正後	
種別	規格	種別	規格
旅客自動車 運送事業の 用に供する 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・左右側面部 縦1.2m 横4m以下 ・後部 縦横1m以下 ・表示件数 左右側面部 及び後部に 各1件以内 	旅客自動車 運送事業の 用に供する 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・左右側面部 縦1.2m横4m以下 ・後部 縦横1m以下 ・表示件数 左右側面部及び後部に各1件以内 <p>上記の規定に関わらず市長が特に認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とする ・窓及びドア等のガラス部分に表示しない ・広告物の色彩、意匠等は、都市の景観と調和のとれたもの

イ その他（交通安全上の共通事項）

- ・ 発光，蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。
- ・ 照明装置，映像装置を使用しないこと。

ウ 参考図（路線バス）



(2) 許可にあたっての取扱いについて

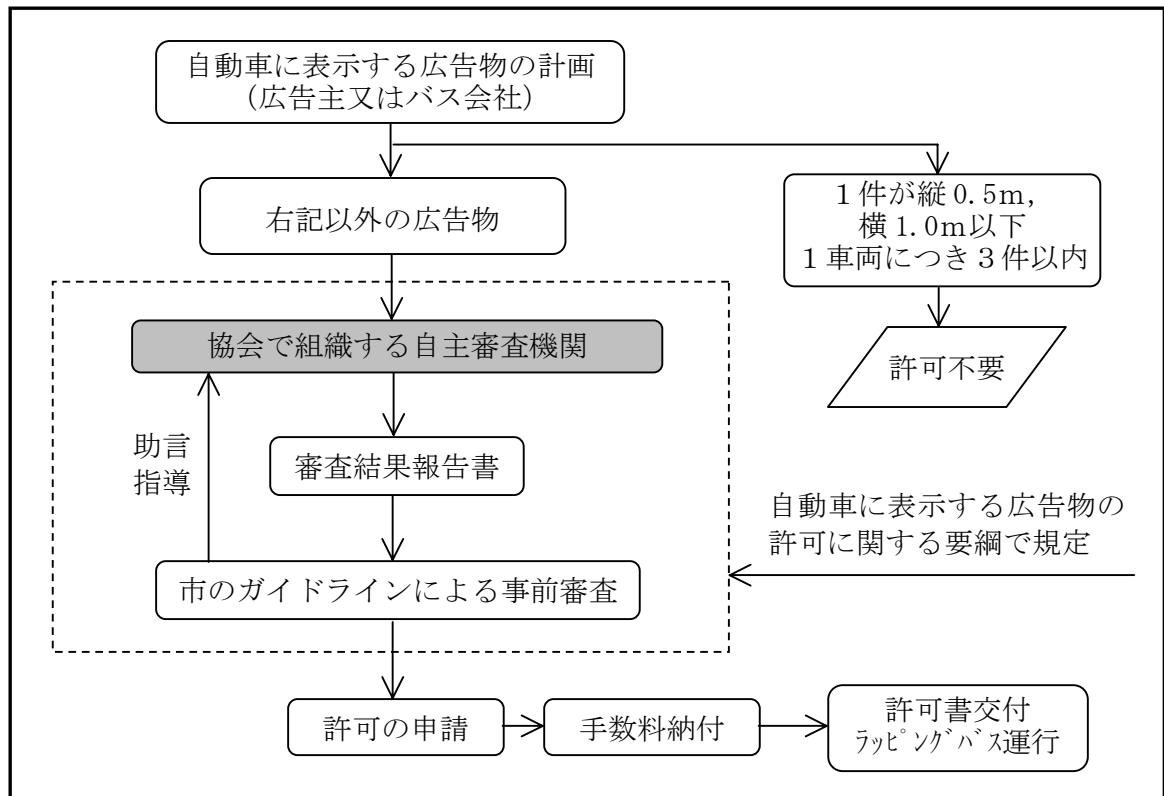
ア 自動車に表示する広告物の許可に関する要綱の制定

- ・ 自動車に表示する広告物について、市・広告主等・交通事業者等の責務を明確化する。

イ 自動車に表示する広告物を誘導するガイドラインの策定

- ・ 自動車に表示する広告物を掲出するにあたって、識別性、交通安全、景観への配慮及び市民への対応の観点から許可するための指針を策定する。

(3) 許可手続の流れ



3 施行期日

平成18年10月1日